○国土交通省告示第九百三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年八月七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年十月二日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17594	ニッサン　ＥＢ　Ｄ－ＤＲ64Ｖ	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
17595	ニッサン　ＡＢ　Ａ－ＤＲ64Ｗ	〃	〃

○国土交通省告示第九百四十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年八月七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年十月二日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17596	スズキ　ＥＢＤ－　ＤＡ16Ｔ	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
17597	マツダ　ＥＢＤ－　ＤＧ16Ｔ	〃	〃
17598	ニッサン　ＥＢ　Ｄ－ＤＲ16Ｔ	〃	〃

○国土交通省告示第九百四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年八月七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年十月二日

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17606	マツダ　ＤＢＡ－　ＢＭ５ＦＰ	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地３番１号
17607	マツダ　ＤＢＡ－　ＢＭ５ＦＳ	〃	〃
17608	マツダ　ＤＢＡ－　ＢＭＥＦＳ	〃	〃

○中部地方整備局告示第百七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十月二日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	岩本　昌敏
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年九月三十日

○北海道開発局告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月二日から一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　二百七十七号	北海道二海郡八雲町鉛川から同町鉛川まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃　〃	北海道二海郡八雲町鉛川から同町鉛川まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ソフトバンクモバイル株式会社　北海道技術部部長　三ヶ木雅幸

住所　札幌市北区北九条西二丁目四番地一

三　他の工作物の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十五年七月二十三日から本協定の存続する日まで

国会事項

衆議院

常任委員長辞任

九月三十日議長において、次の各常任委員長の辞任を許可した。

安全保障委員長　武田　良太

議院運営委員長　高木　毅

辞令

（庶務部文書課調整主幹）衆議院参事　片瀬　政明

（国土交通調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　鈴木　光一

（第三特別調査室長）同　石川　晴雄

願により本職を免ずる（各通）（九月三十日）

訂正

五月二十二日付国会事項欄衆議院の部、議案提出の項三行及び四行中「二階俊博外十一名」を「二階俊博外十名」に、五月二十七日付同欄同部、同項七行及び八行中「上川陽子外六名」を「御法川信英外四名」に、五月三十一日付同欄同部、同項五行中「高市早苗外六名」を「高市早苗外五名」に、六月十日付同欄同部、同項六行及び七行中「二階俊博外十六名」を「二階俊博外十五名」に、六月二十一日付同欄同部、同項三行及び四行中「二階俊博外十五名」を「二階俊博外十四名」に、それぞれ九月三十日訂正する。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　稲田　朋美

内閣府特命担当大臣三好雅子（森まさこ）海外出張不在中内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当、少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を命ずる

村松　教隆

簡易裁判所判事兼判事補に任命する

（名古屋地方裁判所判事補）判事補　細井　直彰

（東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事）判事　田原美奈子

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上九月一日）

国務大臣　古屋　圭司

復興大臣根本匠海外出張不在中復興大臣事務代理を命ずる（九月二日）